

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成27年3月3日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区阪急桂南住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

三好 曠

3 建築協定区域

京都市西京区下津林六反田1番地6, 1番地8, 1番地12から1番地22まで, 1番地24, 1番地25, 1番地27から1番地40まで, 1番地43から1番地52まで, 1番地55から1番地63まで, 1番地65から1番地77まで, 1番地79, 1番地80, 1番地82から1番地84まで, 1番地86から1番地89まで, 1番地91から1番地97まで, 1番地99から1番地101まで, 1番地103から1番地108まで, 1番地110から1番地115まで, 1番地117から1番地124まで, 1番地126から1番地131まで, 1番地134, 1番地135, 1番地137から1番地142まで, 1番地146から1番地149まで及び55番地1から55番地7まで並びに同区下津林佃2番地3から2番地5まで, 3番地1, 3番地2, 3番地4, 5番地2から5番地7まで, 5番地10から5番地29まで, 5番地33から5番地46まで, 5番地48から5番地51まで, 5番地53から5番地65まで, 5番地68から5番地73まで, 5番地75から5番地82まで, 5番地84, 5番地85, 5番地88から5番地101まで, 5番地110から5番地123まで, 5番地126から5番地129まで, 5番地131から5番地133まで, 5番地136, 5番地137, 5番地140から5番地144まで, 5番地146から5番地150まで, 5番地153から5番地159まで, 5番地162から5番地164まで, 5番地167から5番地172まで, 5番地174, 5番地176から5番地179まで, 5番地181から5番地188まで, 5番地190, 5番地191, 5番地193, 5番地195から5番地201まで, 8番地1, 8番地5から8番地8まで, 14番地1, 14番地2, 14番地7

から 14 番地 10 まで, 15 番地 1, 24 番地 1, 24 番地 2, 24 番地 4, 68 番地 1, 68 番地 3 から 68 番地 6 まで, 69 番地 4 から 69 番地 7 まで, 70 番地 4 から 70 番地 7 まで, 71 番地 2, 71 番地 3, 72 番地 1 から 72 番地 3 まで, 72 番地 5, 72 番地 6, 75 番地 1, 75 番地 2, 76 番地 1, 120 番地 2 及び 120 番地 5

#### 4 建築協定区域隣接地

京都市西京区下津林六反田 1 番地 7, 1 番地 23, 1 番地 42, 1 番地 53, 1 番地 54, 1 番地 78, 1 番地 85, 1 番地 90, 1 番地 98 及び 1 番地 136 並びに同区下津林佃 3 番地 3, 4 番地 1 から 4 番地 3 まで, 5 番地 66, 5 番地 74, 5 番地 83, 5 番地 86, 5 番地 135, 5 番地 145, 5 番地 152, 5 番地 160, 5 番地 161, 5 番地 194, 8 番地 3, 9 番地 2, 9 番地 3, 15 番地 3, 15 番地 4, 16 番地 3 及び 71 番地 1

#### 5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途及び形態

#### 6 協定の期間

10 年間

#### 7 認可年月日及び番号

平成 27 年 3 月 3 日付け第 13-004 号

#### 8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)